

令和5年度 専攻医研修資金貸与募集要項

「専攻医研修資金貸与事業」は、将来、県立日南病院又は県立延岡病院で勤務し、県南・県北地域の医療体制を支えていこうとする医師に対して研修資金を貸与するものです。

次のとおり令和5年4月からの貸与希望者を募集しますので、貸与を希望される方は、この制度の趣旨を十分理解された上で申請してください。

1 申請資格

- (1) 宮崎大学医学部の講座に在籍して専門研修を受ける医師で、将来、県立日南病院又は県立延岡病院で勤務する意思があること。
 - (2) 令和5年4月1日現在で、初期臨床研修修了後1年目から3年目であること。
- ※ 同種の資金の貸与を受けている場合、又は受けたことがあり、返還の債務の履行を終えていない場合は対象外です。

2 貸与人数

10名

3 貸与額

月額 150,000円

4 貸与期間及び貸与方法

- (1) 初期臨床研修修了後の4月1日から最大3年間とします。ただし、宮崎大学医学部附属病院以外の病院に在籍して研修を受ける期間は対象外です。
- (2) 研修資金は、毎月貸与します。初回の貸与は、4月分までさかのぼって行います。
- (3) 月の途中で異動があった場合は、宮崎大学医学部附属病院に在籍することとなった日の属する月と、在籍しないこととなった日の属する月は、いずれも貸与の対象とします。

5 申請方法

(1) 申請期間

令和5年1月30日（月）から令和5年3月17日（金）まで

(2) 必要書類

専攻医研修資金貸与申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて申請してください。

ア 医師免許証の写し

イ 臨床研修修了登録証の写し（※初期臨床研修中の者は、申請時には不要。）

ウ 推薦調書（様式第2号）

なお、様式は、「宮崎県病院局ホームページ」に掲載します。

(3) 保証人

申請には、保証人が必要です。保証人は、独立の生計を営み、本資金の返還の責任を負うことができる資力を有する者としてします。

(4) 申請・問い合わせ先

宮崎県病院局経営管理課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7080 FAX 0985-26-7341

- 郵送する場合、封筒に「専攻医研修資金貸与申請書在中」と朱書きし、簡易書留又は特定記録で郵送してください。
- 直接持参する場合、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）に持参してください。（持参場所：宮崎県庁防災庁舎6階）

6 貸与の決定

申請書等の審査を行い、貸与決定者には、文書で通知します。

- ※ 正式な貸与決定については、令和5年度予算成立後（令和5年4月以降）となります。

7 返還免除の条件等

- (1) 研修資金の貸与を受けた医師が、下記の要件に合致する場合は、申請により研修資金の返還の全部が免除されます。
 - ア 貸与を受けた期間が2年以上の場合は、初期臨床研修修了後6年（特別の事情があると認めるときは8年）以内に県立日南病院又は県立延岡病院に赴任し、10年以内に2年勤務したとき。
 - イ 貸与を受けた期間が2年未満の場合は、初期臨床研修修了後6年（特別の事情があると認めるときは8年）以内に県立日南病院又は県立延岡病院に赴任し、10年以内に貸与を受けた期間と同期間勤務したとき。
 - ウ 業務上の理由で、死亡又は心身の故障により業務の継続が困難となったとき。
- (2) 上記の要件を満たした場合、本資金の返還を免除しますが、満たすことができなかった場合は貸与した額の全部又は一部を一括して返還しなければなりません。
- (3) 資金貸与後、(1)ア及びイに規定する期間内に県立宮崎病院で勤務に従事した期間がある場合は、その期間に相当する期間、それぞれの期限を延長します。

8 注意事項

- (1) 申請者は、「専攻医研修資金貸与決定後の手引き」をよく読み、本制度の内容を十分御確認ください。
- (2) 申請書類の御記入には、すべて黒色の万年筆、ボールペン等を使用し、漏れのないよう正確に御記入ください。
- (3) 申請書類は、貸与の決定にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (4) 条例、規程等に変更があった場合には、変更後の規定を適用することとなりますので、あらかじめ御了承ください。